

予算決算常任委員会健康福祉分科会会長報告

健康福祉分科会に送付されました、「議案第55号」令和8年度北本市一般会計補正予算（第2号）について審査内容の主なものを御報告いたします。

◎「議案第55号」福祉部関係について

（１）民生費のうち障がい者福祉費に関して

「電算処理業務委託料に係るシステム変更の内容について」質疑したところ、「国の令和8年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、支払いのためのサービスコードや報酬の単価等が変わるため、障がい福祉システムのうち、報酬の審査支払いシステムを改修します」との答弁がありました。

「報酬支給額の変動見込みについて」質疑したところ、「今回の国の制度変更により、福祉介護職員の処遇の改善等が行われ、幅広く障がい福祉従事者の賃上げが行われます。国では、この処遇改善加算の上乗せにより、給付費全体で1.84%の増となる見込みで予算措置をしています。本市においては、国と同様の増加率で、令和7年度の決算見込みから試算すると、障がい福祉サービス費では約2,700万円、障がい児通所給付費では約600万円の影響が出る見込みです」との答弁がありました。

「改修のスケジュールについて」質疑したところ、「新たな制度変更の適用は、6月実績分からです。国民健康保険団体連合会が各事業所の6月の実績を取りまとめ、支払いの請求を行うのは7月下旬の予定です。本市のシステムは報酬の審査と支払いの部分のため、今議会で議決いただいた後、直ちに契約を締結して、システム改修に着手すれば、7月上旬には改修が完了する見込みです」との答弁がありました。

「介護施設への周知方法について」質疑したところ、「福祉介護職員の処

遇改善の制度自体は以前からあり、今回の変更は、加算の割合が増えるもので、国や県でも周知をしています。市では、自立支援協議会における賃上げや制度改定の勉強会等の際に説明・周知を行っています」との答弁がありました。

以上報告いたします。